

『ご家族登録』取扱条項

ジブラルタ生命保険株式会社

1. サービスの概要

「ご家族登録」は、当社の契約者があらかじめ所定のご家族を当社に登録することにより、その登録されたご家族（以下「登録ご家族」といいます）が、以下の事項を実施できるサービスです。

- (1) 保険契約内容の照会（具体的な範囲は後記7.をご確認ください）
- (2) 各種請求書類の契約者宛の送付依頼
- (3) 一部の請求手続き（具体的な内容は後記8.をご確認ください）

2. 登録ご家族の範囲

・ 登録いただけるご家族は、保険契約単位の設定とし、1保険契約につき1名です。

・ 以下の条件をすべて満たすご家族のみ、登録いただけます。

- (1) 契約者の配偶者または三親等以内の親族であること
- (2) 日本国内に在住している成年者で、意思能力を有すること
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業
その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められる
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる
 - ④ そのほか反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

3. ご家族登録の申込方法

当社の定める方法により、当社に以下の項目を通知してください。

- (1) 登録ご家族の氏名（漢字、フリガナ）、生年月日、性別、契約者からみた続柄
- (2) 登録ご家族の住所、電話番号

なお、当社は上記以外の項目の通知を求めることがあります。

また、次の3点を前提とした申込としてください。

- ① 登録ご家族に対し、上記情報を当社へ提供することについて同意を得ていること
- ② 被保険者と受取人に対し、その氏名等の情報を当社が登録ご家族へ開示することについて同意を得ていること
- ③ 成年後見制度等により、契約者に法定代理人が設定されていないこと

4. サービスの開始

本サービスによる登録ご家族からのご照会・ご請求は、上記3.の申込により、当社がこれを承諾し、当社システムに登録された時点からご利用を開始できます。

5. サービスの停止

本サービスは、以下のいずれかに該当した場合に、当社システムへの反映により停止します。

- (1) 契約者または登録ご家族からのサービス停止申出があった場合
- (2) 登録ご家族が不同意であったことが判明した場合
- (3) 登録ご家族が前記2.のすべての条件を満たさないことが判明した場合
- (4) 対象保険契約の契約者が変更された場合
- (5) 対象保険契約が解約・死亡保険金支払等により消滅した場合
- (6) 契約者と年金受取人が異なる年金保険が年金開始した場合
- (7) 契約者と受取人が異なる保険金を据置した場合
- (8) その他、個人情報保護の観点から当社が必要と認めた場合

6. その他注意事項

- ・ご家族の登録は保険契約単位ですので、複数の保険契約にご加入の契約者は、ご家族を登録する保険契約の証券番号を申出時にご指定いただく必要があります。
- ・登録完了後、当社より契約者および登録ご家族に登録完了を通知します。
また、住所・電話番号の変更や保険契約内容の変更が完了した場合など、当社が必要と判断した場合は登録ご家族にも通知を行います。
- ・登録ご家族が当社へ照会し回答を受けることができる保険契約内容は、原則として、当社が契約者へ回答できる内容と同等です。(後記7.をご参照ください)
- ・登録ご家族による後記8.以外のお手続きはできません。なお、お手続きに関する各種請求書類の契約者宛の送付依頼は登録ご家族からも承ります。
- ・登録ご家族の連絡先(住所、電話番号)の変更、および本サービスの停止を希望する場合は、契約者または登録ご家族から当社コールセンターへお申出ください。
- ・契約者の転居や災害発生時等、当社から契約者への連絡が困難となった場合には、当社から登録ご家族へ連絡のうえ、契約者の連絡先を確認させていただく場合があります。
- ・新しく申し込まれる保険契約に対してご家族登録申し込みをされた場合、保険契約の成立後に登録します。
(不成立となった場合、ご家族登録申し込みは取り下げとさせていただきます)
- ・本サービスは当社独自のサービスであり、グループ会社を含む他社の保険契約には適用されません。
- ・当社は、契約者・登録ご家族の事前の承諾なく、本取扱条項の改廃等を行うことがあります。その場合、当社は本取扱条項の改廃等について、変更事項を通知もしくはホームページ等に掲載します。
- ・当社はいつでも本サービスを廃止することができ、廃止にかかる損害は一切負担しません。

7. 登録ご家族に開示する保険契約内容

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| ・契約者の氏名・生年月日・住所・電話番号 | ・申込に関する情報(申込日・代理店・取扱者等) |
| ・被保険者の氏名・生年月日※ | ・口座情報 |
| ・受取人の氏名・生年月日・続柄・受取割合※ | ・契約者の請求情報(解約・契約者貸付・減額等の履歴情報) |
| ・保険契約現況(有効・失効等) | ・質権設定情報(設定有無・質権者情報) |
| ・保険金額 | ・後見人設定情報(設定有無・後見人情報) |
| ・保険料額 | ・指定代理請求特約情報 |
| ・保険期間・払込期間 | (設定有無・指定代理請求人情報) |
| ・保険商品(種類・名称等) | ・登録ご家族の設定有無 |
| ・保険料払込方法・収納情報 | ・登録ご家族の氏名・生年月日・性別・続柄・住所・電話番号 |
| (保険料立替情報・前納情報含む) | |
| ・試算情報 | |
| (解約・契約者貸付・減額・払済・前納・保険料自動振替貸付等) | |

なお、上記※の情報開示については、契約者が被保険者および受取人の同意を得ていることがサービス申込の条件となります。

8. 登録ご家族よりご請求いただけるお手続き

当社の定めるところにより次のお手続きを取り扱います。

- ・保険証券の再発行請求
- ・契約者の通信先変更請求
- ・保険金・給付金・年金などお支払事由が確定している請求(受取人が請求できない特別な事情がある場合に限る)